

農業委員会だより

No. 17 2013年2月発行

編集/発行 本別町農業委員会

会長 山西 輝美

本別町北2丁目4番地1 TEL22-8125

「TPP参加反対、基本計画の堅持を」

本別町農業委員会

会長 山西 輝美



芽吹き春を迎えるにあたり、ご挨拶申し上げます。前・井上会長がご令息の突然の不幸により、会長ならびに農業委員を辞職されました。その苦しみは推察するに余りあるものと思われ、深く哀悼の意を表します。後任として、昨年11月の総会において会長に選出されました。改めてよろしくお願いたします。

真の農業政策の構築を

昨年暮れから寒い日が続いておりますが、皆様におかれましては新たな気持ちで今年の営農計画などに取組まれていることと思います。昨年12月の総選挙で3年間続いた民主党政権から自

民党・公明党による政権に替わりました。今のところ農政において大きな変更は無いようですが、近い将来においては、現在実施されている戸別所得補償制度を見直し、景観や防災など農業の多面的機能を充実した直接補償制度の導入を考えているようです。

そんな中でTPPの推進、農地規制緩和など経済政策制度への市場原理主義的な発言の再来が懸念され、農業者にとつて注視しなければならぬ事と思えます。どのような制度に変わろうと食料生産という農業の基本的役割を絶対に変えてはならないと考えています。若い後継者や担い手が農業を引き継ぎ、守り、そこで生活を営んでいける真の農業政策の構築を望みたいものです。

本別町農業委員会の取組み

本別町農業委員会は、委員会の果たす役割としての農業振興と豊かで安心できる生活の構築を目指し、委員全体で協力して取り組んでいきます。引き続き皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。会長の就任の挨拶とさせていただきます。

どうなる? TPP

今だはっきりとした事が明言されないTPP。

このまま何の対策も講じられないまま参加するとうなるか。

国、北海道、十勝総合振興局の試算をもとに、TPPの影響を改めて検証します。

自給率は14%に低下!
農水省

平成22年10月に公表した農水省試算では、TPPに伴う関税撤廃で農業生産額は4兆1000億円、実質国内総生産(GDP)は7兆9000億円減少するとし、食料自給率は現在の40%から14%に低下し、関連産業を含めて340万人の雇用が失われるとしています。

北海道は損失2兆円!
北海道農政部

北海道農業と地域経済に及ぼす影響は、農業では5563億円(54%に当たる)が消失、地域経済を合わせた影響額は2兆1254億円となります。

十勝は損失5037億円!
十勝総合振興局

十勝農業では畑作部門で620億円、酪農畜産で762億円の合計1382億円が減収になります。

さらに、農業関連産業で1298億円、その他の地域経済は2357億円のマイナスで、合計5037億円の影響額と試算されています。そしてこれらの経済的マイナスにより4万400人が職を失うとされています。まさに十勝経済の崩壊です。

本別は374億円の損失!

農業では72億円、町経済全体では約374億円以上と試算されています。(平成22年12月町議会答弁)

このように日本、北海道、本別町に至るまで、農業に関してだけでなく、雇用や経済全体にも非常に大きな影響が懸念されます。このままなほ崩壊的にTPPを導入することは絶対に阻止しなければなりません。



平成24年度 農業委員会活動報告

農業委員会では

優良農地の確保と有効利用を促進するため、農地法や農業経営基盤強化促進法などに基づいて、農地の売買や賃貸の許可、農地転用の意見具申などの業務を行っています。また、遊休農地の調査、指導、担い手育成、確保のための活動を中心とした農地行政に係わる事務や、農業者の代表機関の一つとして意見の公表をしたり、行政に建議等を行っています。

主な活動の内容

① 毎月の現地調査

(現況証明など)

毎月、申出のあった案件について、三人以上の農業委員が事務局と現地調査を行っています。内容は、農地かどうか現況を調査することや、宅地、施設用地への転用について、また砂利採取などの一時転用について、農地法三条の賃貸、売買についてです。

② 総会

基本的に毎月開催し、一ヶ月間の様々な事案について審議しています。総会は傍聴することができ、議事録の縦覧期間も町掲示板で公示されています。

③ 利用調整会議と現地調査

賃貸借や売買を希望する農地が出た場合、担当となった委員と地区のアドバイザー、事務局がその農地の評価を行うために現地調査を行います。表土の厚さや土質も評価しますので、積雪や凍結で調査に支障がある冬期間は調査を行いません。

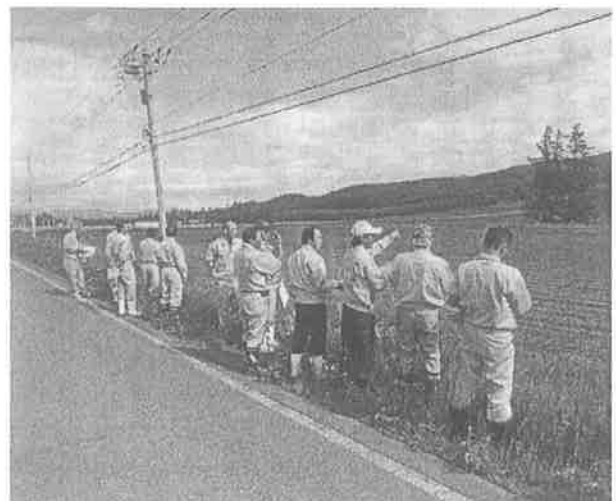
④ 農地パトロール

遊休農地・耕作放棄地調査

近年、特に府県では農地を違法に転用したり、耕作放棄する事例が増加傾向にあります。その対策として、平成21年の農地法改正で農業委員会による「利用状況調査」が義務付けされました。本別町農業委員会でも全委員での調査日を設けてパトロールをするほか、日々の活動の中でも調査を行っています。調査に必要であれば農地や敷地内に立ち入ることもあろうかと思いますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

活動の記録

- | | | |
|-----|-------|---------------------------------|
| 4月 | 2 | 第11回総会 |
| | 18 | 現地調査(現況証明など)
利用調整会議・現地調査(7回) |
| | 27 | 第12回総会 |
| 5月 | 11 | 本別町再生協議会総会 |
| | 16 | 現地調査(現況証明など) |
| | 25 | 第13回総会 |
| 6月 | 11 | 農地パトロール |
| | 14 | 現地調査(現況証明など)
利用調整会議・現地調査(2回) |
| | 25 | 第14回総会 |
| 7月 | 17 | 現地調査(現況証明など) |
| | 25 | 第15回総会 |
| | 30 | 農業者年金地区別研修会 |
| 8月 | 13 | 現地調査(現況証明など)
利用調整会議・現地調査(2回) |
| | 24 | 第16回総会
十勝東部農業委員研修会 |
| 9月 | 13 | 現地調査(現況証明など)
利用調整会議・現地調査(4回) |
| | 25 | 第17回総会 |
| 10月 | 12 | 現地調査(現況証明など) |
| | 24 | 第18回総会 |
| 11月 | 9 | 農業委員会研修会 |
| | 12 | 現地調査(現況証明など)
利用調整会議・現地調査(2回) |
| | 15~16 | 管外研修会(当麻・美瑛) |
| | 26 | 第19回総会 |
| 12月 | 17 | 現地調査(現況証明など)
利用調整会議・現地調査(2回) |
| | 26 | 第20回総会 |
| 1月 | 16 | 農業者年金研修会 |
| | 22 | 農業委員活動研修会(札幌) |
| | 23 | 農業者年金研修会(札幌) |
| | 25 | 第21回総会 |



⑤講演会・研修会に参加

十勝農業委員会連合会講演会

11月9日 帯広 十勝プラザ

「農業には夢もロマンもある」

講師は、農業組合法人「伊賀の里・モクモク手作りファーム」代表社長理事の木村修氏。

三重県伊賀市山麓に、『自然・農業・食農学習』をテーマにした農業公園「伊賀の里・モクモク手作りファーム」を作り上げ、「脱・既成農業」の名の下、ユニークな手法と情熱で、伊賀市に年間50万人の観光客が訪れるまでになっています。

従業員300人、年商48億円に到達した。農業界で「モクモク」の名を知らないものは無いという規模まで拡大してきました。

生産からものづくり、販売のほか、農業公園やレストラン、宿泊、教育（食育学習、貸し農園）といったサービスに至るまで、常に農業と向き合いつつ、「農業の新しい価値の創造」に挑戦し、農業の6次産業化の実践と雇用の場の創出、地域の農業者とのネットワーク化を図り、地域おこしに民間発想から

役立ちたいとお話をしていただきました。
(友高 裕満 委員)



柔らかい語り口調で、目の覚めるような快進撃を話す木村さん。痛快でした。

地区別農業委員会研修会

11月9日 帯広 十勝プラザ

前半は、北海道農業会議の乾泰司氏による「農業・農業委員会をめぐる情勢」と題しての講演でした。

平成25年度農林水産予算のポイント（要求額2兆3166億円）と、農業委員会関係予算では各事業ごとに0.3〜26%の減となっていますが、耕作放棄地対策や新規就農者確保事業などでは増額されているなどの報告を受け、本別町の農業にどのような影響があるのか考えさせられる内容の講演となりました。

◇ ◇ ◇

後半は、同じく北海道農業会議の佐藤匡紀氏による「農業委員会と農業委員の業務に係る留意点」についての講演でした。

主なものは①遊休農地と農業委員会の対応について②複数の市町村にまたがる農地取得への対応について③農地を生前一括贈与した場合の課税の特例（贈与税納税猶予制度）について、日常の業務で関わりの深いものに対しての講演でした。

特に遊休農地に関しては、来年からは「A・再生可能な荒廃農地」と「B・再生不能な荒廃農地」に判定し、耕作再開の指導を行うなどの対応が必要とのことで、本別町農業委員会としてもさらなる活動の強化の必要性を感じました。
(友高 裕満 委員)

⑥視察研修の実施

農業委員会 管外視察研修

11月15日、16日

「当麻町農業機関合同事務所」「美瑛町農業振興機構」を訪問し、農業委員会をはじめ役場農林課、農協農業振興課等が一堂に集約して農業関連の総合的な事務を行っている状況と、それらの取り組みの経過等について研修しました。



多くの手続きはここだけで済むため評価が高い。実現したのは農業者の強力な連携と熱願から。

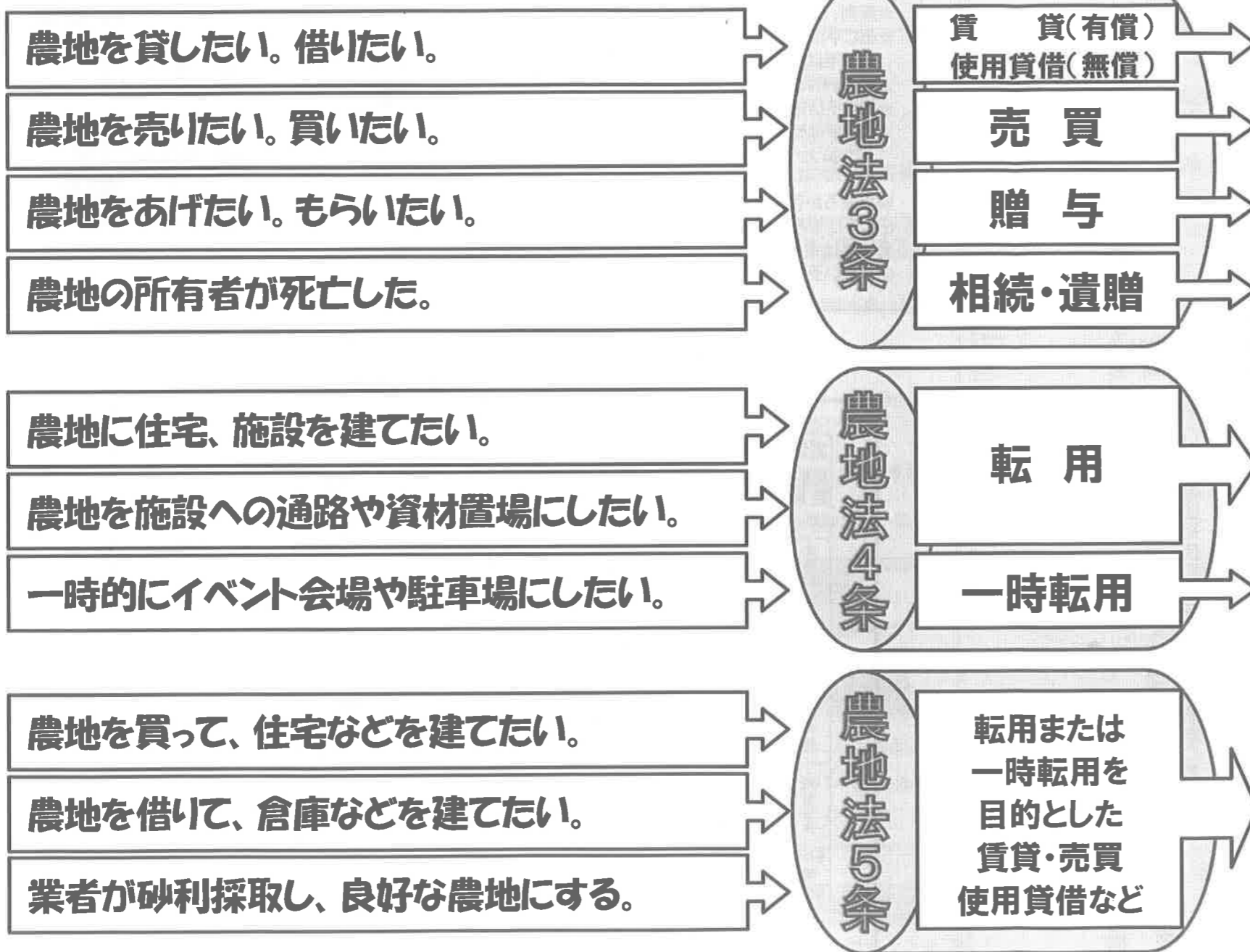
両町ともに農業機関の官民一体のワンフロアー化は、利便性が高く対応の効率化が図られ、地域農業の振興に寄与しているものと思われました。合同事務所化は、設立までには苦労したようですが、動き出すと農業者などから評価されているようです。本町でも夢の持てる農業を目指して研鑽していきたいと思えます。
(登坂 昇 委員)



農業会議では法人も担当する佐藤さん。講演は非常に聞きやすいと評判です。

農地の手続きこんな時！

農地は主に『農地法』で厳しく規制されています。
農地のことでなにか動きがある時は、事前にこの表でチェックし、農業委員会に問い
合わせましょう。



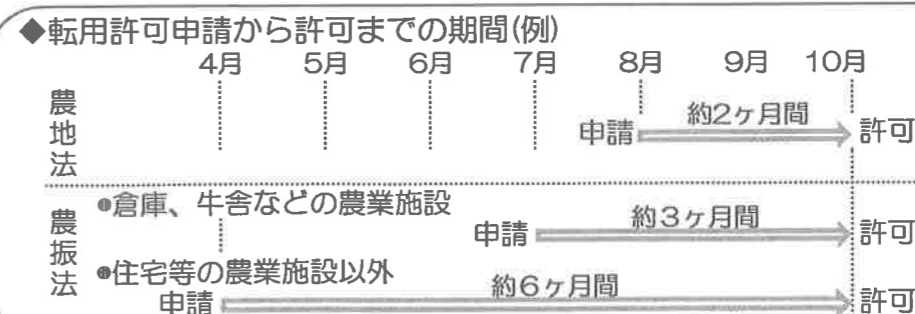
農業委員会の許可が必要です！

- ☆双方で契約をした後、許可申請書を作成して農業委員会に提出します。
自分で作成できない場合は行政書士などに依頼します。
- ☆農業委員会総会で審議し、許可相当と認められて初めて契約の効果が発生します。
- ☆**基盤強化法**での賃貸・売買は、農地法に定められた許可は不要です。

農業委員会の許可はありませんが、『届出』が必要です。
まずは農地の相続手続きを行ってください。
(農業委員会では相続の手続きはできません。)

農業委員会の許可が必要です！

- ☆配置図や求積図など添付書類を添付して、許可申請書を農業委員会に提出します。
自分で作成できない場合は行政書士などに依頼します。
- ☆現地調査、農業委員会総会を経て、北海道農業会議に諮問します。諮問結果の答申が出て初めて許可となります。
- ☆農業振興地域に指定されていると、許可まで3~6ヶ月かかる場合があります。



それ、農業委員会の許可、届出が必要なはずですよ。

と、なる前に。地域の農業委員または農業委員会事務局にお問い合わせください。☎ 22-8125



農地保有合理化事業 を利用する

出し手、受け手の双方が価格面で合意をすれば、
『農地保有合理化事業』の利用の有無を確認します。
これがいわゆる『会社につなぐ』事業です。

- ☆原則、最終全地処分の一度だけ利用できる。
- ☆出し手は農業公社に売る。
- ☆受け手は公社から5年間賃借した後、買い受ける。
- ☆賃借料は売買価格の2%(年間)。
- ☆出し手は譲渡所得から1,500万円の控除。
- ☆出し手は売買価格の約2.1%(消費税込)の手数料を公社へ支払う。

利用するか否かも双方が合意の上で決定します。
出し手はまとまった農地を売る際に有利です。
受け手は賃借料の安い5年間で経営を安定させた後に計画的な買い受けをすることができます。

農地売買 成立!!



土地評価表の様式です!

土地評価表												様式9-1		
売買		調整委員長		委員		アドバイザー		委員		調査日				
		調整委員		委員		委員		委員						
出し手		住所						氏名						
土地の表示	番号	所在	地番	登記	現況	面積(m ²)	評価価格	金額(円)						
	1													
	2													
	3													
		合計												
調査事項														
項目	細目	1		2		3		4						
自然条件	① 作土の判定	優	10	普通	8	やや劣る	5	劣る	2					
	② 表土の厚さ	30cm以上	10	30~25cm	8	25~20cm	5	20cm以下	2					
	③ れき	ほとんどない	10	多少ある	8	かなりある	5	極めて多い	2					
	④ 日陰	良好	10	やや日陰	8	かなり日陰	5	極めて日陰	2					
	⑤ 排水・保水	優	10	普通	8	やや劣る	5	劣る	2					
利用条件	⑥ 面積	1ha未満2, 1~1.5ha3, 1.5~2ha4, 2~2.5ha5, 2.5~3ha6, 3~3.5ha7, 3.5~4ha8, 4~4.5ha9, 4.5ha以上10												
	⑦ 形状	正形	10	やや正形	8	不正形	5	極めて不正形	2					
	⑧ 傾斜	ほとんどない	10	やや傾斜	8	傾斜あり	5	急傾斜	2					
	⑨ 作業道利便性	良好	10	やや不良	8	不良	5	作業路なし	2					
⑩ 災害等	ほとんどない	10	多少ある	8	かなりある	5	極めて多い	2						
その他増	⑪											%		
その他減	⑫	モデル価格基準下取50%適用できる。排水性(やや劣る△10%、劣る△20%、相対劣る△30%、極めて劣る△40%)適用できる。小面積(1ha20%、0.5ha50%)適用できる。生産採取(1~5年10%、6~10年5%)適用できる。鳥獣被害(程度△10%、中度△20%、重大△30%)										%		
地帯標準(モデル)価格		円												
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	計	⑪	⑫	評価価格
1														
2														
地帯標準(モデル)価格		円		× $\frac{①\sim⑩合計}{100}$						× ⑫		円		
総金額		千円												

農地を貸そう、売ろう！と思った時の

お役立ちフローチャート



農地を貸したい。売りたいなあ...と思ったら、まずは

農業委員会に相談



売買、貸借の方法を選択

- 売りたい人、貸したい人は決まっている
- 価格は自分で決めたい など

- 誰に売ってもかまわない
- 適正な価格でおまかせしたい など

農地法3条での売買、貸借となります。

基盤強化促進法での売買、貸借ができます。

相対での取引になるので買い手、受け手、売買、賃貸価格等を双方で自由に設定できます。

売買価格、貸借価格、および「受け手」の決定を農業委員会にゆだねます。

- 売買に関しては、出し手の譲渡所得税の控除等はありませんので、売買価格の20%程度の税金が掛かります。
- 受け手の諸税の軽減もありません。
- 申請書の作成や所有権移転登記など、全て本人が行います。

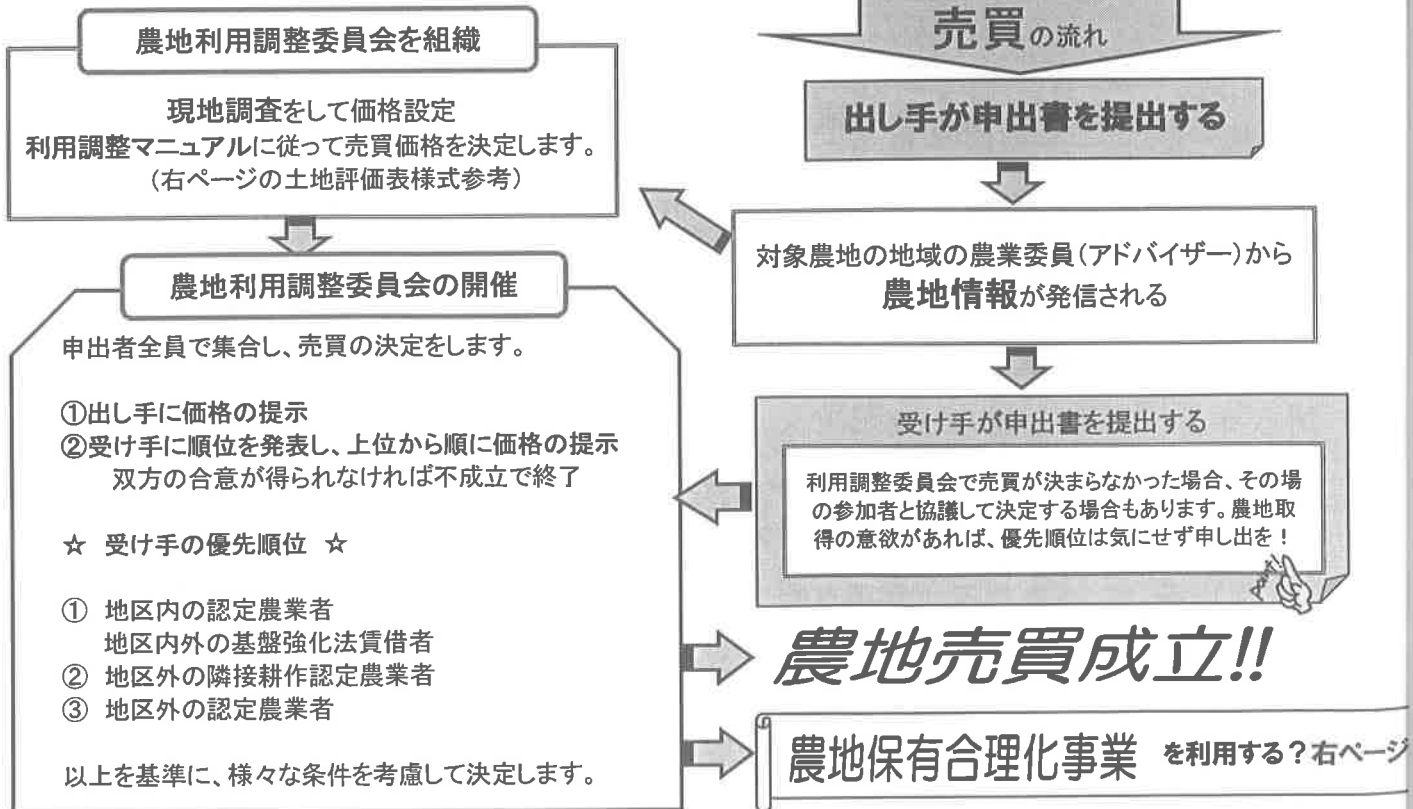
- 売買に関して出し手の所有権移転登記費用がかからない。
- 出し手は譲渡所得から800万円の特別控除を受けることができます。
- 受け手も低利な制度資金、スーパーL資金が使える
- 登記に係る登録免許税が軽減される
(評価額の20/1000→8/1000)
- 不動産取得税が軽減される。(評価額の1/3)
(測量・分筆があった場合の経費は別途)
- 貸借に関しては、貸借期間を決めるため、解約、更新がスムーズ。
- 契約書の作成、移転登記等は農業委員会が行います。

行政書士に依頼することが出来ます。(有料)

総会にかけたい月の10日までに提出してください。総会で審議後、許可書が交付されます。

農業委員会での手続きは、ここで終了です。売買・贈与の場合は法務局で所有権移転登記をする時に許可書の添付が必要となります。

売買の流れ



農地利用調整委員会を組織
現地調査をして価格設定
利用調整マニュアルに従って売買価格を決定します。
(右ページの土地評価表様式参考)

農地利用調整委員会の開催
申出者全員で集合し、売買の決定をします。

①出し手に価格の提示
②受け手に順位を発表し、上位から順に価格の提示
双方の合意が得られなければ不成立で終了

☆ 受け手の優先順位 ☆

① 地区内の認定農業者
地区内外の基盤強化法賃借者
② 地区外の隣接耕作認定農業者
③ 地区外の認定農業者

以上を基準に、様々な条件を考慮して決定します。

出し手が申出書を提出する

対象農地の地域の農業委員(アドバイザー)から
農地情報が発信される

受け手が申出書を提出する

利用調整委員会で売買が決まらなかった場合、その場の参加者と協議して決定する場合があります。農地取得の意欲があれば、優先順位は気にせず申し出を！

農地売買成立!!

農地保有合理化事業 を利用する? 右ページ



Q: 安心できる老後生活への備えには何が大切ですか？

A: 生活の糧として必要な収入を終身年金で確保することが最適です！

現在65歳の日本人の平均余命は、男性が18.6年(83.6歳)、女性が23.6年(88.6歳)です(女性は男性よりも5年も長い!)。この長い老後生活に備えるためには、**生きている間、必ず決まった時期に決まった金額が受け取れる終身年金への加入が最適な方法**です。

高齢農家の家計費は夫婦お二人で月額約23万円に及びというデータがあり、この場合、農業者の方が国民年金を満額受給(夫婦お二人で13万2千円)できたとしても、**月約10万円が不足**することになります(厚生年金の場合、モデルケースのご夫婦で23万3千円受給できます。)

農業者の方にはこのような不足額を補うために農業者年金制度が用意されていますので、**国民年金の上乗せ年金として終身受給できる農業者年金に是非ご加入ください。**

農業者年金への加入がご主人だけでは、先にご主人が亡くなった時、妻であるあなたの老後の支えは国民年金(満額で月6万6千円)だけになってしまいます。

家族一人ひとりの加入が大切



老後生活を支える公的年金制度



農業者年金には、①国民年金の第1号被保険者で、②年間60日以上農業に従事する、③60歳未満の方ならどなたでも加入できます。

●農業者年金に関するご相談については、最寄りのJAか農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人
農業者年金基金

〒105-8010 東京都港区西新橋 1-6-21 NBF 虎ノ門ビル 5F
電話: 03 (3502) 3942 FAX: 03 (3592) 2660

<http://www.nounen.go.jp/>

一人ひとりの農業者を応援する農業者年金に加入しましょう！

編集後記

今年に入りマイナス20度を下回る日が続き、大変厳しい冬となりました。特に戸外で作業をされる皆様においては、体調管理に十分配慮されますようお願いいたします。これも温暖化への途上現象かと思うとこの先不安になります。

「不安」になることと言えば、今年山場を迎えるTPP交渉参加問題で、政権与党は「聖域なき関税撤廃が条件である限り反対」としながらも積極派意見もあり、五里霧中状態です。慎重な対応を願っています。戸別所得補償制度も平成26年度に見直しするとの報道もあり、今後どのような制度に移行するかも「不安」です。

昨年の秋後半の雨量は尋常でなく、機械が畑に入れず収穫が大変遅れました。今年の天候はどうなのだろうか。多雨か干ばつか、高温か低温なのかと考えるとまた「不安」になります。暖かくなり、雪も解け、畑に種を播けば「不安」も少し無くなることを期待したいです。

広報委員 荒 哲弘

